様式第16号（第15条関係）

(表)

第　　　　号

立入調査員証

　所属

職氏名

　この者は，大洗町太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例第１９条第１項の規定により太陽光発電事業の状況に関し立入調査を行う職員であることを証する。

　　　　　　年　　月　　日

大洗町長　　　　　　　　　印

契印

写真

(裏)

注意事項

１　この立入調査員証は，他人に譲渡し，又は貸与してはならない。

２　立入調査に従事する場合は，この立入調査員証を常に携帯し，立入調査の際，関係人にこれを提示すること。

３　この立入調査員証は，その身分を有しなくなったときは，直ちに町長に返還すること。

大洗町太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例(抜粋)

第２０条　町長は，この条例の施行に必要な限度において，町職員に，事業区域に立ち入らせ，太陽光発電事業の状況を調査させ，又は関係人に質問させること（以下この条において「立入調査」という。）ができる。

２　立入調査をする町職員は，規則で定める身分証明書を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない。

規格　縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

備考　この立入調査員証の規格は，縦６センチメートル，横９センチメートルとすること。